

グローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業制度要綱

令和8年4月7日国都国デ第2号

国土交通省 都市局長通知

第1条 目的

この要綱は、グローバルサウス諸国における我が国企業の都市開発・デジタル技術等の展開に寄与する取組に対して、国が支援を行うことにより、我が国事業者が参入する有望な案件の受注可能性を向上させることを目的とする。

第2条 定義

- 1 グローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業（以下「補助事業」という。）とは、外国政府（政府系研究所を含む）・学術機関等（以下「相手国機関」という。）との共同研究・実証等であって、この要綱において定めるところに従って行われる、我が国企業の海外都市開発進出に資する次に掲げる事業をいう。
 - 一 我が国の都市開発関連法制度（土地区画整理法、都市再開発法等）を参考に、同様の制度の整備・普及・活用促進に資するもの
 - 二 現在又は将来の都市開発における日本の優れたデジタル技術（3D 都市モデル等）や環境に配慮したまちづくり等の普及・活用促進に資するもの
- 2 相手国機関との共同研究・実証等とは、次の各号のいずれかの要件を満たしているものをいう。
 - 一 過去の共同活動実績（有償無償問わない）があること
 - 二 覚書の交換その他の形式により相手国機関との協力関係を有すること（補助事業に関連して、新たに協力関係を結ぶ具体的見込みがある場合を含む。）

第3条 事業主体

補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、民間事業者等（独立行政法人並びに一般社団法人及び一般財団法人を含む。）とする。

第4条 グローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業計画の提出

- 1 補助事業を実施するために補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した計画（以下「グローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出するものと

する。

一 事業計画名

二 事業を実施する国名

三 補助事業者

四 計画期間

五 事業の種別ごとに次に掲げる事項

イ 名称

ロ 対象地域又は地区

ハ 目的及び内容

ニ 事業期間

ホ 事業に要する費用の概算

六 第2条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当することについての説明

2 前項の規定は、グローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業計画を変更しようとする場合において準用する。

第5条 国の補助

国は、補助事業者が行うグローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業計画に係る事業に要する経費について、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し、一部（事業の実施に要する経費の2分の1以内）を補助することができる。

第6条 監督等

国土交通大臣は補助事業者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令の規定に基づき、この要綱の施行のため必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

第7条 運用

グローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定めるグローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業費補助金交付要綱及び都市局長の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。